

2010年8月吉日

JHF正会員の皆様へ

本 社 : 東京都品川区南品川2-7-18 TEL03-5715-2351

担当窓口 関西支店 : 大阪市港区海岸通2-1-14 TEL06-6571-9031 池田

札幌営業所 : 札幌市東区苗穂町3-4-18 TEL011-733-6120

仙台営業所 : 仙台市若林区石名坂57-3 TEL022-722-0026

名古屋営業所 : 名古屋市千種区若水3-10-1 TEL052-725-5800

九州営業所 : 福岡市博多区山王1-10-11-108 TEL092-432-9077

貴社 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
早速ですが、電波法改正により上空でも使用のできる無線機が発売となっておりますので、
ご案内させていただきます。

【デジタル簡易無線機登録局(上空利用) VX-D291S】

今までに下記のようなことでの悩みは無かったでしょうか。

- ・業務用無線機は高価で、上空で使用する事が出来ない。
- ・アマチュア無線は手頃だが、電波法上の問題を抱えてしまう。
- ・航空レジャー無線も高価で、無線従事者の資格が必要になる。
(航空レジャー無線と今回ご案内の登録局[上空利用]とは別種類の無線局です。)
- ・特定小電力では、電波の届く範囲が限られてしまう。
- ・特定小電力は上空での使用はできません。総合通信局HP周波数割当計画による。

?????

ご案内の無線機の概要は以下のとおりで、お悩みの全てを解決できます。

- ① 電波は、デジタル。
- ② 周波数350MHz帯 5チャンネル実装。
- ③ 送信出力 1W (特定小電力の100倍)
- ④ 上空でも陸上でも使用可能。[上空⇄上空]・[上空⇄陸上]・[陸上⇄陸上]全て可能。
- ⑤ 企業/団体又は個人でも登録ができる。
- ⑥ 通信の相手方に制限がないので、他社/他人との通話が可能。
- ⑦ 自局の呼出名称の付与がないので、通話時に言う必要がない。
- ⑧ 包括制度による登録制で利用できる。免許不要。
- ⑨ 第三者にレンタルが出来る。(レンタルの場合、都度届出が必要。)
- ⑩ 無線従事者の国家資格は不要なので、誰でも利用できる。
(アマチュア無線等に必要だった資格取得のための費用と時間が削減できます。)

上空で使用出来るこの無線局は、今までの様な免許申請に該当するものが登録制度に変わり、
免許を取得するという概念からは開放されたものとなっています。
ご要望により、代行手続きも承ります。

この無線機を利用されることにより、様々な活用ができます。

- ◎ スクーリング・運営 (スクール生への貸出し)
- ◎ クラブ員同士やスクールとの連絡用
- ◎ 競技・大会の運営・設営
- ◎ 競技・大会主催者や参加選手との連絡用(選手への貸出し)
- ◎ イベント・セミナー等の運営・設営

その他、お問合せ等ございましたら、遠慮なくお申し出下さい。
フライヤー在籍の営業担当がご案内差し上げます。
どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(ご参考)

電波法改正により、アナログ式簡易無線局は、平成34年(2022)11月末日をもって、
運用期限の終了を迎えます。

350MHz帯の小エリア無線局・460MHz帯の簡易無線局が該当します。

デジタル機器への移行をお願いします。

(150MHz帯簡易無線局・航空レジャー無線は該当しません。)

裏面のFAXアンケートにご協力下さい。